

議 案 第 4 号

石川県教育委員会事務局等組織規則の改正等について

1 提案理由

教育委員会事務局の組織改正等に伴い、以下のとおり関係規定を整備する必要があるため

2 改正する規定等

(1) 県立図書館等の知事部局への移管等に係るもの

- ①石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正
- ②石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正
- ③石川県教育委員会文書管理規程の一部改正
- ④グループ制に関する運営規程の一部改正

(2) その他の組織改正に係るもの

- ①近世史料編さん室設置に係る告示
- ②令和3年度全国高等学校総合体育大会の終了に伴う職員の駐在指定に係る告示の廃止

(3) オンラインで申請された行政手続における手数料の電子収納の方法を定めるもの

- ①石川県教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正

(4) 教育委員会の職員が所属長等に提出する様式等の押印欄を廃止するもの

- ①公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正
- ②石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部改正
- ③石川県教育関係職員被服貸与規程の一部改正
- ④石川県教育委員会公用車管理規程の一部改正
- ⑤石川県立学校職員健康管理規程の一部改正

(5) 成年年齢の引き下げに係るもの

- ①石川県立高等学校規則等の一部改正

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条

4 改正案

別添のとおり

5 施行年月日

令和4年4月1日

石川県教育委員会事務局等組織規則の改正等について

1	改正概要	・・・	1
2	改正する規定等		
(1)	県立図書館等の知事部局への移管等に係るもの		
	①石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正	・・・	3
	②石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正	・・・	15
	③石川県教育委員会文書管理規程の一部改正	・・・	18
	④グループ制に関する運営規程の一部改正	・・・	23
(2)	その他の組織改正に係るもの		
	①近世史料編さん室設置に係る告示	・・・	25
	②令和3年度全国高等学校総合体育大会の終了に伴う職員 の駐在地指定に係る告示の廃止	・・・	26
(3)	オンラインで申請された行政手続における手数料の電子収納の 方法を定めるもの		
	①石川県教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手 続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規 則の一部改正	・・・	27
(4)	教育委員会の職員が所属長等に提出する様式等の押印欄を廃止 するもの		
	①公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正	・・・	32
	②石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部改正	・・・	34
	③石川県教育関係職員被服貸与規程の一部改正	・・・	38
	④石川県教育委員会公用車管理規程の一部改正	・・・	42
	⑤石川県立学校職員健康管理規程の一部改正	・・・	47
(5)	成年年齢の引き下げに係るもの		
	①石川県立高等学校規則等の一部改正	・・・	62

# 改正概要

## 1 改正する規定等

### (1) 県立図書館等の知事部局への移管等に係るもの

⇒県立図書館等の知事部局への移管に伴い、教育委員会規則等における県立図書館等に関する規定を削除等するもの

<改正する規則等>

- ①石川県教育委員会事務局等組織規則
- ②石川県立図書館協議会運営規則
- ③石川県立図書館管理規則
- ④石川県教育委員会事務局等处務規程
- ⑤石川県教育委員会文書管理規程
- ⑥グループ制に関する運営規程

### (2) その他の組織改正に係るもの

#### ①近世史料編さん室設置に係る告示

⇒加賀前田家が統治した近世の史料の編さんを行うため、文化財課内に近世史料編さん室を設置するもの

#### ②令和3年度全国高等学校総合体育大会の終了に伴う職員の駐在地指定に係る告示の廃止

⇒金沢桜丘高校ほか3校(松任高校、県立工業高校、能登高校)の駐在地指定を廃止するもの

### (3) オンラインで申請された行政手続における手数料の電子収納の方法を定めるもの

⇒オンラインで申請された手続において、手数料の納付が必要な場合に、申請者の選択した電子収納の方法によることを可能とするもの

<改正する規則等>

- ①石川県教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

### (4) 教育委員会の職員が所属長等に提出する様式等の押印欄を廃止するもの

⇒教育委員会内部の手続において、職員等が提出する様式等の押印欄を廃止するもの

<改正する規則等>

- ①公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正
- ②石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部改正
- ③石川県教育関係職員被服貸与規程の一部改正
- ④石川県教育委員会公用車管理規程の一部改正
- ⑤石川県立学校職員健康管理規程の一部改正

(5) 成年年齢の引き下げに係るもの

⇒成年年齢の引き下げに伴い、18歳以上の生徒の父母等が「保護者」でなくなることから、石川県立高等学校規則等における「保護者」の規定を「保護者等」に改めるもの。

2 施行年月日

令和4年4月1日







石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年教育委員会規則第五号）新旧対照表

改正後（案）

第一条（略）

第二条 事務局等の機関を分けて、本庁、出先機関及び教育機関等とし各機関の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

一・二（略）

三 教育機関等とは、学校以外の教育機関等設置に関する条例（昭和三十二年石川県条例第十四号）第二条第一項に規定する機関をいう。

（分課の分掌事務）

第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分課名	分掌事務
企画調整室	（略）
庶務課	（略）
教職員課	（略）
学校指導課	（略）
生涯学習課	一 生涯学習の推進に関すること。 二 社会教育・生涯学習の指導助言に関すること。 三 社会教育委員に関すること。 四 図書館、公民館、その他の社会教育機関に関すること。 五 成人教育、青少年教育及び家庭教育に関すること。

現行

第一条（略）

第二条 事務局等の機関を分けて、本庁、出先機関及び教育機関等とし各機関の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

一・二（略）

三 教育機関等とは、学校以外の教育機関等設置に関する条例（昭和三十二年石川県条例第十四号）の規定により設置した石川県立美術館、石川県立歴史博物館及び石川県立白山ろく民俗資料館等の教育機関並びにその他の機関をいう。

（分課の分掌事務）

第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分課名	分掌事務
企画調整室	（略）
庶務課	（略）
教職員課	（略）
学校指導課	（略）
生涯学習課	一 生涯学習の推進に関すること。 二 社会教育・生涯学習の指導助言に関すること。 三 社会教育委員に関すること。 四 図書館、公民館、その他の社会教育機関に関すること。 五 成人教育、青少年教育及び家庭教育に関すること。



保健体育課	(略)	<p>文化財課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財保護に関すること。</li> <li>2 文化財保護関係者及び団体の指導助言に関すること。</li> <li>3 埋蔵文化財の企画調整に関すること。</li> <li>4 世界遺産に関すること。</li> <li>5 博物館に関すること。</li> <li>6 銃砲刀剣等登録事務に関すること。</li> <li>7 近世史料の編さんに関すること。</li> <li>8 石川県立輪島漆芸技術研修所の管理運営に関すること。</li> <li>9 石川県金沢城調査研究所の管理運営に関すること。</li> <li>10 石川県埋蔵文化財センターに関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>6 社会教育指導者の研修に関すること。</li> <li>7 社会教育関係団体（文化関係団体を除く。）に関すること。</li> <li>8 視聴覚教育に関すること。</li> <li>9 ユネスコ活動に関すること。</li> <li>10 高等学校卒業程度認定試験に関すること。</li> <li>11 石川県立生涯学習センターの管理運営に関すること。</li> <li>12 石川県立白山青年の家、石川県立白山ろく少年自然の家、石川県立鹿島少年自然の家、石川県立能登少年自然の家及び石川県立自然史資料館に関すること。</li> </ol>
-------	-----	---	---

保健体育課	(略)	<p>文化財課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財保護に関すること。</li> <li>2 文化財保護関係者及び団体の指導助言に関すること。</li> <li>3 埋蔵文化財の企画調整に関すること。</li> <li>4 世界遺産に関すること。</li> <li>5 博物館に関すること。</li> <li>6 銃砲刀剣等登録事務に関すること。</li> <li>7 石川県立輪島漆芸技術研修所の管理運営に関すること。</li> <li>8 石川県金沢城調査研究所の管理運営に関すること。</li> <li>9 石川県埋蔵文化財センターに関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>6 社会教育指導者の研修に関すること。</li> <li>7 社会教育関係団体（文化関係団体を除く。）に関すること。</li> <li>8 視聴覚教育に関すること。</li> <li>9 ユネスコ活動に関すること。</li> <li>10 高等学校卒業程度認定試験に関すること。</li> <li>11 石川県立図書館及び石川県立生涯学習センターの管理運営に関すること。</li> <li>12 石川県立白山青年の家、石川県立白山ろく少年自然の家、石川県立鹿島少年自然の家、石川県立能登少年自然の家及び石川県立自然史資料館に関すること。</li> </ol>
-------	-----	---	--

第六条（第八条の二）（略）

第九条（略）

2・3（略）

4| 前各項に規定するもののほか、本庁に必要なに応じ嘱託を置くことができる。

5| 嘱託は、上司の命を受け、嘱託された事務又は技術に従事する。

第十条・第十一条（略）

（教育機関等の名称、分掌事務等）

第十二条 教育機関等の名称、位置、内部組織及び分掌事務は、次のとおりとする。


第六条（第八条の二）（略）

第九条（略）

2・3（略）

4| 前各項に規定するもののほか、文化財課に学芸主幹、学芸主査、学芸主任及び学芸員を置き、これらの職は、上司の命を受け、博物館に關する専門的事務を処理する。

5| 前各項に規定するもののほか、本庁に必要なに応じ嘱託を置くことができる。

6| 嘱託は、上司の命を受け、嘱託された事務又は技術に従事する。

第十条・第十一条（略）

（教育機関等の名称、分掌事務等）

第十二条 教育機関等の名称、位置、内部組織及び分掌事務は、次のとおりとする。

一 図書館

名称	石川県立図書館	位置	金沢市本多町三丁目	分掌事務	1 読書普及及び図書館の相互協力事業に関すること。 2 資料の収集・整理及び閲覧・貸出に関すること。 3 資料・情報の調査相
----	---------	----	-----------	------	--

			一 生涯学習センター	
名称	位置	内部組織	分掌事務	
石川県立輪島輪島市釜屋谷漆芸技術研修所	石川県立生涯学習センター金沢市石引四丁目	庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 生涯学習事業に関すること。</li> <li>2 社会教育事業等に関すること。</li> <li>3 生涯学習・社会教育の研修等に関すること。</li> <li>4 視聴覚ライブラリー等に関すること。</li> </ul>	
名称	位置	内部組織	分掌事務	
石川県立輪島輪島市釜屋谷漆芸技術研修所	石川県立生涯学習センター金沢市石引四丁目	庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 重要無形文化財<sup>漆</sup>地、<sup>漆</sup>漆、蒔絵及び沈金技術伝承者の養成に関すること。</li> <li>2 漆工芸の研究、調査及び資料収集</li> </ul>	

			二 生涯学習センター	
名称	位置	内部組織	分掌事務	
石川県立輪島輪島市釜屋谷漆芸技術研修所	石川県立生涯学習センター金沢市石引四丁目	庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 生涯学習事業に関すること。</li> <li>2 社会教育事業等に関すること。</li> <li>3 生涯学習・社会教育の研修等に関すること。</li> <li>4 視聴覚ライブラリー等に関すること。</li> </ul>	
名称	位置	内部組織	分掌事務	
石川県立輪島輪島市釜屋谷漆芸技術研修所	石川県立生涯学習センター金沢市石引四丁目	庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 重要無形文化財<sup>漆</sup>地、<sup>漆</sup>漆、蒔絵及び沈金技術伝承者の養成に関すること。</li> <li>2 漆工芸の研究、調査及び資料収集</li> </ul>	<p>備考 県史料の編さんに関する事務を分担させるため、史料編さん室を附置する。</p> <p>4 県史料の編さんに関すること。</p>

等に関すること。

三 教員総合研修センター

名称	位置	内部組織	分掌事務
石川県教員総合研修センター	高尾町	総務・広報課 リーダー養成 研修課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育関係職員の研修に関すること。</li> <li>② 教育相談に関すること。</li> <li>③ 情報教育に関すること。</li> <li>④ 教員養成に関すること。</li> <li>⑤ その他教育に関する研究、調査及び資料収集に関すること。</li> </ul>
		基本研修課 GIGASクールサポート課 教育相談課 いしかわ師範塾	

等に関すること。

四 教員総合研修センター

名称	位置	内部組織	分掌事務
石川県教員総合研修センター	高尾町	総務・広報課 リーダー養成 研修課	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育関係職員の研修に関すること。</li> <li>② 教育相談に関すること。</li> <li>③ 情報教育に関すること。</li> <li>④ 教員養成に関すること。</li> <li>⑤ その他教育に関する研究、調査及び資料収集に関すること。</li> </ul>
		基本研修課 GIGASクールサポート課 教育相談課 いしかわ師範塾	

四 金沢城調査研究所

名称	位置	分掌事務
石川県金沢城調査研究所	尾山町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 金沢城の調査研究に関すること。</li> <li>② 金沢城関連史料の整理・収集に関すること。</li> <li>③ 金沢城関連城郭等の調査研究に関すること。</li> <li>④ 金沢城に関する調査成果等の普及・啓発に関すること。</li> </ul>

五 金沢城調査研究所

名称	位置	分掌事務
石川県金沢城調査研究所	尾山町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 金沢城の調査研究に関すること。</li> <li>② 金沢城関連史料の整理・収集に関すること。</li> <li>③ 金沢城関連城郭等の調査研究に関すること。</li> <li>④ 金沢城に関する調査成果等の普及・啓発に関すること。</li> </ul>

- 2 前項第一号に規定する石川県立生涯学習センターに、分室として、石川県立生涯学習センター能登分室を輪島市三井町に置く。
- 3 石川県立生涯学習センター能登分室は、石川県立生涯学習センターの分掌事務のうち、石川県立生涯学習センター館長が別に定める事務を分担するものとする。
- 4 第一項に規定する教育機関等の内部組織の分掌事務は、当該機関の長が定める。

第十三条（略）

（内部組織の職）

第十四条 次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる教育機関等に置くものとし、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職		職務	
館長	生涯学習センター	教育長の命を受け、教育機関等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
所長	教員総合研修センター 漆芸技術研修所 金沢城調査研究所		
課長	課を置く 教育機関等	上司の命を受け、課の事務を処理する。	

2 次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる教育機関等に置くことができるものとし、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

- 2 前項第二号に規定する石川県立生涯学習センターに、分室として、石川県立生涯学習センター能登分室を輪島市三井町に置く。
- 3 石川県立生涯学習センター能登分室は、石川県立生涯学習センターの分掌事務のうち、石川県立生涯学習センター館長が別に定める事務を分担するものとする。
- 4 第一項に規定する教育機関等の内部組織の分掌事務は、当該機関の長が定める。

第十三条（略）

（内部組織の職）

第十四条 次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる教育機関等に置くものとし、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職		職務	
館長	図書館 生涯学習センター	教育長の命を受け、教育機関等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
所長	教員総合研修センター 漆芸技術研修所 金沢城調査研究所		
課長	課を置く 教育機関等	上司の命を受け、課の事務を処理する。	

2 次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる教育機関等に置くことができるものとし、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職	副館長	生涯学習センター	館長を補佐する。	職務
副所長	金沢城調査研究所	所長を補佐する。		
次長	漆芸技術研修所			
分室長	生涯学習センター			
教授	教員総合研修センター	館長の命を受け、分室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
		所長の命を受け、教員の養成・資質向上に関する研究等の業務に従事する。		
総括担当課長	金沢城調査研究所	上司の命を受け、金沢城調査研究所の事務を掌理する。		
主任指導主事(師範)	教員総合研修センター	上司の命を受け、いしかわ師範塾の企画・運営等の業務に従事する。		
主任指導主事(師範代)				
主任指導主事	教員総合研修センター	上司の命を受け、教育関係職員に対する研修指導並びに教育に関する研究及び調査等の業務に従事する。		
指導主事				

職	副館長	図書館	館長を補佐する。	職務
副所長	金沢城調査研究所	所長を補佐する。		
次長	漆芸技術研修所			
分室長	生涯学習センター			
教授	教員総合研修センター	館長の命を受け、分室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
		所長の命を受け、教員の養成・資質向上に関する研究等の業務に従事する。		
室長	図書館	館長の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
総括担当課長	金沢城調査研究所	上司の命を受け、金沢城調査研究所の事務を掌理する。		
室次長	図書館	室長を補佐する。		
主任指導主事(師範)	教員総合研修センター	上司の命を受け、いしかわ師範塾の企画・運営等の業務に従事する。		
主任指導主事(師範代)				
主任指導主事	教員総合研修センター	上司の命を受け、教育関係職員に対する研修指導並びに教育に関する研究及び調査等の業務に従事する。		
指導主事				

3 (略) 第十五条、第十六条 (略) 別表 (第三条関係)	主任社会教育主事 生涯学習センター 上司の命を受け、社会教育を行う者に、専門的、技術的な助言と指導を与える事務に従事する。	事する。
	社会教育主事 漆芸技術研修所 上司の命を受け、教務を処理する。	事する。
附属機関 石川県奨学生選考審査会 石川県産業教育審議会	担任する事務 石川県育英資金の貸与及び返還の方法並びに貸与を受ける者の選考等についての知事に対する答申に関する事務 産業教育振興法第十二条の規定による産業教育学校指導課に関する重要事項の調整審議及び教育委員会又	庶務担当課 庶務課 学校指導課

3 (略) 第十五条、第十六条 (略) 別表 (第三条関係)	主任社会教育主事 生涯学習センター 上司の命を受け、社会教育を行う者に、専門的、技術的な助言と指導を与える事務に従事する。	事する。
	社会教育主事 漆芸技術研修所 上司の命を受け、教務を処理する。	事する。
附属機関 石川県奨学生選考審査会 石川県産業教育審議会	担任する事務 石川県育英資金の貸与及び返還の方法並びに貸与を受ける者の選考等についての知事に対する答申に関する事務 産業教育振興法第十二条の規定による産業教育学校指導課に関する重要事項の調整審議及び教育委員会又	庶務担当課 庶務課 学校指導課

石川県教科用図書選定審議会	は知事に対する建議に関する事務	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第十一条の規定により教科用図書採択に関する事務について教育委員会の行なう指導、助言、又は援助に関する重要事項について調査、審議し、これらの事項に関し、教育委員会の諮問に応じ、又は必要と認める事項を教育委員会に建議する事務	生涯学習課
石川県社会教育委員	社会教育に関する重要事項について石川県教育委員会に対する答申及び建議に関する事務		生涯学習課
石川県生涯学習審議会	生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について石川県教育委員会又は知事に対する答申及び建議に関する事務		
石川県文化財保護審議会	石川県内に所在する文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し、及びこれに必要な調査、研究に関する事務	文化財課	
石川県公立学校教職員健康管理審査会	公立学校教職員の健康審査について石川県教育委員会に対する答申に関する事務	教職員課	
石川県教科用図書選定審議会	は知事に対する建議に関する事務	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第十一条の規定により教科用図書採択に関する事務について教育委員会の行なう指導、助言、又は援助に関する重要事項について調査、審議し、これらの事項に関し、教育委員会の諮問に応じ、又は必要と認める事項を教育委員会に建議する事務	生涯学習課
石川県社会教育委員	社会教育に関する重要事項について石川県教育委員会に対する答申及び建議に関する事務		生涯学習課
石川県生涯学習審議会	生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について石川県教育委員会又は知事に対する答申及び建議に関する事務		
石川県立図書館協議会	図書館の運営に関し館長の諮問に応じ、図書館奉仕に関し館長に意見を述べる事務		
石川県文化財保護審議会	石川県内に所在する文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し、及びこれに必要な調査、研究に関する事務	文化財課	
石川県公立学校教職員健康管理審査会	公立学校教職員の健康審査について石川県教育委員会に対する答申に関する事務	教職員課	



石川県教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和 41 年石川県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 日

石 川 県 教 育 委 員 会

別表第 1 教育次長の専決事項の表第 2 号中 「~~校長~~」 を 「~~校長~~」 に改める。

別表第 2 本庁の課長の個別的専決事項の表生涯学習課長の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

改正後（案）	現行
<p>第一条（第百一条）（略）</p> <p>別表第一（第十四条関係）</p> <p>教育次長の専決事項</p> <p>一 本庁の課長及び担当課長の職にある者の県内旅行並びに富山県又は福井県への旅行の命令並びにその復命の受理</p> <p>ニ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び同法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条の規定により、文部科学大臣の権限に属する事務で教育委員会が行うこととされた補助金等の交付に関する事務</p> <p>別表第二（第十四条関係）</p> <p>（略）</p> <p>本庁の課長の共通の専決事項</p> <p>（略）</p> <p>本庁の課長の個別的専決事項</p> <p>庶務課長（略）</p> <p>教職員課長（略）</p> <p>学校指導課長（略）</p> <p>生涯学習課長</p>	<p>第一条（第百一条）（略）</p> <p>別表第一（第十四条関係）</p> <p>教育次長の専決事項</p> <p>一 本庁の課長及び担当課長の職にある者の県内旅行並びに富山県又は福井県への旅行の命令並びにその復命の受理</p> <p>ニ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び同法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条の規定により、文部大臣の権限に属する事務で教育委員会が行うこととされた補助金等の交付に関する事務</p> <p>別表第二（第十四条関係）</p> <p>（略）</p> <p>本庁の課長の共通の専決事項</p> <p>（略）</p> <p>本庁の課長の個別的専決事項</p> <p>庶務課長（略）</p> <p>教職員課長（略）</p> <p>学校指導課長（略）</p> <p>生涯学習課長</p> <p>一 石川県立図書館管理規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第十一号）</p> <p>（二） 第七条の規定による開館時間の変更等</p>

<p>一 石川県立生涯学習センター管理規則（昭和四十一年石川県教育委員会規則第五号）</p>	<p>(一) 第七条の規定による開館時間等の変更等</p>
<p>ニ 石川県立白山青年の家管理規則（昭和四十四年石川県教育委員会規則第九号）</p>	<p>(一) 第五条ただし書の規定による休業日の変更</p>
<p>三 石川県立少年自然の家管理規則（昭和四十八年石川県教育委員会規則第十三号）</p>	<p>(一) 第五条ただし書の規定による休業日の変更</p>
<p>ハ 石川県立自然史資料館管理規則（平成十八年石川県教育委員会規則第十四号）</p>	<p>(一) 第六条の規定による開館時間等の変更</p>
<p>文化財課長（略） 保健体育課長（略）</p>	
<p>別表第三（略）</p>	
<p>別表第四（略）</p>	

<p>一 石川県立生涯学習センター管理規則（昭和四十一年石川県教育委員会規則第五号）</p>	<p>(一) 第七条の規定による開館時間等の変更等</p>
<p>ニ 石川県立白山青年の家管理規則（昭和四十四年石川県教育委員会規則第九号）</p>	<p>(一) 第五条ただし書の規定による休業日の変更</p>
<p>ハ 石川県立少年自然の家管理規則（昭和四十八年石川県教育委員会規則第十三号）</p>	<p>(一) 第五条ただし書の規定による休業日の変更</p>
<p>ニ 石川県立自然史資料館管理規則（平成十八年石川県教育委員会規則第十四号）</p>	<p>(一) 第六条の規定による開館時間等の変更</p>
<p>文化財課長（略） 保健体育課長（略）</p>	
<p>別表第三（略）</p>	
<p>別表第四（略）</p>	

石川県教育委員会文書管理規程（平成 14 年石川県教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 月 日

石 川 県 教 育 委 員 会

第 47 条第 1 項第 1 号中「永年」を「30 年」に改める。

第 54 条第 1 項中「(用済み後保存を必要としない文書にあっては、用済みのとき)は、」を「、又は用済み後保存を必要としないときは、次条第 1 項の規定により図書館に移管する文書を除き、」に改める。

第 55 条を次のように改める。

(石川県立図書館への移管)

第 55 条 所属長は、保存期間を経過した文書について、石川県立図書館（以下「図書館」という。）に移管し、又は次条第 1 項の規定により廃棄しなければならない。

2 所属長は、図書館長が歴史資料として重要な公文書として指定するものは、図書館に移管しなければならない。

3 所属長は、前項の規定による指定のために必要があると認めるときは、図書館長に対し、必要な情報を提供することができる。

別表第 1 中 「 | 奥能登教育事務所 | 奥能教 | を  
| 図書館 | 図 | 」

「 | 奥能登教育事務所 | 奥能教 | 」に改める。

別表第 2 永年の項中「永年」を「30 年」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第46条（略） （文書の保存期間）</p> <p>第47条 完結文書の保存期間の区分は、次のとおりとする。ただし、法令等により別に保存期間が定められているものについては、その期間によるものとする。</p> <p>(1) <u>30</u>年保存 (2) 10年保存 (3) 5年保存 (4) 3年保存 (5) 1年保存 (6) 1年未満保存</p> <p>第48条～第53条（略） （保存文書の廃棄）</p> <p>第54条 所属長は、保存文書及び保存文書以外の文書が所定の保存期間を経過したとき、又は用済み後保存を必要としないときは、<u>次条第1項の規定により図書館に移管する文書を除き、その文書を廃棄するものとする。</u>ただし、保存期間を延長する必要がある文書については、保存期間経過後、更に保存期間を定めて、これを保存することができる。</p> <p>2 所属長は、保存期間中の文書であっても、制度改正等により保存期</p>	<p>第1条～第46条（略） （文書の保存期間）</p> <p>第47条 完結文書の保存期間の区分は、次のとおりとする。ただし、法令等により別に保存期間が定められているものについては、その期間によるものとする。</p> <p>(1) <u>永年</u>保存 (2) 10年保存 (3) 5年保存 (4) 3年保存 (5) 1年保存 (6) 1年未満保存</p> <p>第48条～第53条（略） （保存文書の廃棄）</p> <p>第54条 所属長は、保存文書及び保存文書以外の文書が所定の保存期間を経過したとき（<u>用済み後保存を必要としない文書にあっては、用済みのとき</u>）は、その文書を廃棄するものとする。ただし、保存期間を延長する必要がある文書については、保存期間経過後、更に保存期間を定めて、これを保存することができる。</p> <p>2 所属長は、保存期間中の文書であっても、制度改正等により保存期</p>

間を短縮する必要があると認めるときは、その文書の保存期間を短縮し、又はその文書を廃棄することができる。

- 3 本庁にあっては主務課長は、前2項の規定により保存文書の廃棄を行ったときは、保存文書台帳に廃棄年月日を記入し、その写し1部を庶務課長に送付しなければならない。

(石川県立図書館への移管)

第55条 所属長は、保存期間を経過した文書について、石川県立図書館（以下「図書館」という。）に移管し、又は前条第1項の規定により廃棄しなければならない。

- 2 所属長は、図書館長が歴史資料として重要な公文書として指定するものは、図書館に移管しなければならない。

- 3 所属長は、前項の規定による指定のために必要があると認めるときは、図書館長に対し、必要な情報を提供することができる。

(略)

別表第1（第6条関係）

文書番号の記号

課名又は出先機関名	記号
企画調整室	教企
庶務課	教庶
教職員課	教職
学校指導課	教学
生涯学習課	教生
文化財課	教文
保健体育課	教保

間を短縮する必要があると認めるときは、その文書の保存期間を短縮し、又はその文書を廃棄することができる。

- 3 本庁にあっては主務課長は、前2項の規定により保存文書の廃棄を行ったときは、保存文書台帳に廃棄年月日を記入し、その写し1部を庶務課長に送付しなければならない。

第55条 削除

(略)

別表第1（第6条関係）

文書番号の記号

課名又は出先機関名	記号
企画調整室	教企
庶務課	教庶
教職員課	教職
学校指導課	教学
生涯学習課	教生
文化財課	教文
保健体育課	教保

小松教育事務所	小教
金沢教育事務所	金教
中能登教育事務所	中能教
奥能登教育事務所	奥能教
生涯学習センター	生セ
輪島漆芸技術研修所	輪漆
教員総合研修センター	教セ
金沢城調査研究所	金城

小松教育事務所	小教
金沢教育事務所	金教
中能登教育事務所	中能教
奥能登教育事務所	奥能教
図書館	図
生涯学習センター	生セ
輪島漆芸技術研修所	輪漆
教員総合研修センター	教セ
金沢城調査研究所	金城

別表第2 (第47条関係)

文書保存期間基準

保存期間	文書の種類
30年	1 条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関する文書
	2 教育委員会の通達、達及び指令に関する特に重要な文書
	3 国の行政機関の通達等に関する特に重要な文書
	4 法律、条例、規則、訓令等の解釈及び運用方針に関する特に重要な文書
	5 県議会に関する特に重要な文書
	6 教育委員会に関する特に重要な文書
	7 教育委員会の総合基本計画及び重点施策に関する文書
	8 事務事業の計画及び運営に関する特に重要な文書
	9 許可、認可、特許その他行政処分に関する文書で法律関係が10年を超えるもの
	10 諮問、答申、建議等に関する特に重要な文書

別表第2 (第47条関係)

文書保存期間基準

保存期間	文書の種類
永年	1 条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関する文書
	2 教育委員会の通達、達及び指令に関する特に重要な文書
	3 国の行政機関の通達等に関する特に重要な文書
	4 法律、条例、規則、訓令等の解釈及び運用方針に関する特に重要な文書
	5 県議会に関する特に重要な文書
	6 教育委員会に関する特に重要な文書
	7 教育委員会の総合基本計画及び重点施策に関する文書
	8 事務事業の計画及び運営に関する特に重要な文書
	9 許可、認可、特許その他行政処分に関する文書で法律関係が10年を超えるもの
	10 諮問、答申、建議等に関する特に重要な文書

- 11 叙位、叙勲及び褒章に関する文書
- 12 表彰に関する特に重要な文書
- 13 県有財産の取得及び処分に関する文書
- 14 教育委員会の沿革に関する文書
- 15 争訟に関する文書
- 16 行政不服審査に関する文書
- 17 行政代執行に関する文書
- 18 教育委員会の委員及び附属機関の委員の任免に関する文書
- 19 統計調査に関する特に重要な文書
- 20 職員の任免、賞罰等に関する文書及び履歴書（庶務課及び教職員課所管のもの）
- 21 職員の服務に関する文書（庶務課及び教職員課所管のもの）
- 22 職員の恩給及び長期給付に関する文書（保健厚生課所管のもの）
- 23 公務災害補償に関する文書
- 24 契約その他権利義務に関する特に重要な文書
- 25 教育委員会の組織の設置及び改廃に関する文書
- 26 職員の給与に関する重要な文書（庶務課及び教職員課所管のもの）
- 27 台帳、帳簿等で特に重要なもの
- 28 その他30年保存の必要があると認められる文書

(以下略)

- 11 叙位、叙勲及び褒章に関する文書
- 12 表彰に関する特に重要な文書
- 13 県有財産の取得及び処分に関する文書
- 14 教育委員会の沿革に関する文書
- 15 争訟に関する文書
- 16 行政不服審査に関する文書
- 17 行政代執行に関する文書
- 18 教育委員会の委員及び附属機関の委員の任免に関する文書
- 19 統計調査に関する特に重要な文書
- 20 職員の任免、賞罰等に関する文書及び履歴書（庶務課及び教職員課所管のもの）
- 21 職員の服務に関する文書（庶務課及び教職員課所管のもの）
- 22 職員の恩給及び長期給付に関する文書（保健厚生課所管のもの）
- 23 公務災害補償に関する文書
- 24 契約その他権利義務に関する特に重要な文書
- 25 教育委員会の組織の設置及び改廃に関する文書
- 26 職員の給与に関する重要な文書（庶務課及び教職員課所管のもの）
- 27 台帳、帳簿等で特に重要なもの
- 28 その他永年保存の必要があると認められる文書

(以下略)



庁 中 一 般  
出 先 機 関  
教 育 機 関

グループ制に関する運営規程（平成17年石川県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年 月 日

石川県教育委員会教育長

別表第2中「生涯学習センター

グループの名称
総務グループ、社会教育グループ、学習情報グループ

図書館

を

グループの名称
総務グループ、企画協力グループ、利用サービスグループ

「生涯学習センター

グループの名称
総務グループ、社会教育グループ、学習情報グループ

に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

グループ制に関する運営規程（平成17年教育委員会教育長訓令第2号）新旧対照表

改正案	現行				
<p>別表第2（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(略)</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">グループの名称</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>	グループの名称		<p>別表第2（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(略)</p> </div> <p>図書館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">グループの名称</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">総務グループ、企画協力グループ、利用サービスグループ</td> </tr> </table>	グループの名称	総務グループ、企画協力グループ、利用サービスグループ
グループの名称					
グループの名称					
総務グループ、企画協力グループ、利用サービスグループ					

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第15条第1項の規定により、令和4年4月1日次のとおり室を設置した。

令和4年 月 日

石川県教育委員会

- 1 名称  
近世史料編さん室
- 2 位置  
金沢市石引4丁目
- 3 分掌事務  
近世史料の編さんに関すること。

石川県教育委員会告示第 号

保健体育課に所属する職員を令和3年度全国高等学校総合体育大会開催に関する事務処理のため駐在させる地の指定(令和3年石川県教育委員会告示第10号)は、令和4年3月31日限り廃止した。

令和4年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成二十年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

加える。第十條を第十一條とし、第五條から第九條までを一條ずつ繰り下げ、第四條の次に次の一條を（加える。第五條通信技術による手数料の納付）  
第五條 情報通信技術を利用する方法は、前條第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他  
付の情報により納付する方法とする。

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

改正後（案）	現行
<p>第一条～第四条（略）</p> <p>（情報通信技術による手数料の納付）</p> <p>第五条 情報通信技術利用条例第三条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法は、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。</p> <p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第六条 教育委員会は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によつて処分通知等を受けることを求めたときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項に規定する場合のほか、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを求めた場合は、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p>3 教育委員会は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知</p>	<p>第一条～第四条（略）</p> <p>（追加）</p> <p>第五条 教育委員会は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によつて処分通知等を受けることを求めたときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項に規定する場合のほか、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを求めた場合は、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。</p> <p>3 教育委員会は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知</p>

等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、教育委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

4 前項の規定により処分通知等を受ける者が、当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となつた時から二十四時間以内に記録しない場合その他教育委員会が必要と認める場合は、教育委員会は、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

5 処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、教育委員会が認めるときを除き、当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

6 電子情報処理組織を使用して行われた処分通知等を受けた者が、当該処分通知等の返納又は返還を行うときは、当該処分通知等に係る電磁的記録を当該処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第七条 教育委員会は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、教育委員会が所管する事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録された事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとす

等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、教育委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

4 前項の規定により処分通知等を受ける者が、当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となつた時から二十四時間以内に記録しない場合その他教育委員会が必要と認める場合は、教育委員会は、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

5 処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、教育委員会が認めるときを除き、当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

6 電子情報処理組織を使用して行われた処分通知等を受けた者が、当該処分通知等の返納又は返還を行うときは、当該処分通知等に係る電磁的記録を当該処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第六条 教育委員会は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、教育委員会が所管する事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録された事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとす

る。

(電磁的記録による作成等)

第八条 教育委員会は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を教育委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第九条 情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項及び同条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続)

る。

(電磁的記録による作成等)

第七条 教育委員会は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を教育委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第八条 情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項及び同条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続)



第十条 教育委員会の所管に係る申請、処分通知、縦覧、作成その他の手続（情報通信技術利用条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるものを除く。）に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、同条例及びこの規則の規定の例によるものとする。

（委任）

第十一条 この規則に定めるもののほか、教育委員会が所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、別に定める。

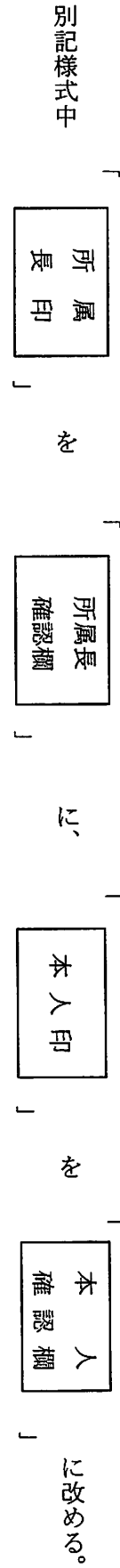
第九条 教育委員会の所管に係る申請、処分通知、縦覧、作成その他の手続（情報通信技術利用条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるものを除く。）に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、同条例及びこの規則の規定の例によるものとする。

（委任）

第十条 この規則に定めるもののほか、教育委員会が所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、別に定める。

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十一年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。



附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の別記様式の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

改正案

別記様式(第8条関係)  
(その1)

特殊勤務手当実績簿  
学校  
職  
氏名

( 年 月分)

所 属 長 印 認 印	月 日 (曜日)	特殊勤務 手当の種類	勤務の 内 容	従事時間 (時 分)	本 人 印 認 印	課 長
				から まで (時 分)		
-----						
-----						

(その2)

特殊勤務手当実績簿  
学校  
職  
主任等名  
氏名

( 年度分)

所 属 長 印 認 印	月	特殊勤務 手当の種類	勤務日数	備 考
-----				
-----				

注 この特殊勤務手当実績簿は、条例第5条(多学年学級担当手当)及び第10条の7(教育業務委託指導手当)に規定する手当の実績を記録するものであること。

現 行

別記様式(第8条関係)  
(その1)

特殊勤務手当実績簿  
学校  
職  
氏名

( 年 月分)

所 属 長 印	月 日 (曜日)	特殊勤務 手当の種類	勤務の 内 容	従事時間 (時 分)	本 人 印	課 長
				から まで (時 分)		
-----						
-----						

(その2)

特殊勤務手当実績簿  
学校  
職  
主任等名  
氏名

( 年度分)

所 属 長 印	月	特殊勤務 手当の種類	勤務日数	備 考
-----				
-----				

注 この特殊勤務手当実績簿は、条例第5条(多学年学級担当手当)及び第10条の7(教育業務委託指導手当)に規定する手当の実績を記録するものであること。

石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程（昭和 55 年石川県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 月 日

石 川 県 教 育 委 員 会

別記様式第 1 号中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第 2 号中「殿」を「様」に改め、「印」を削り、

「 職 「 職

氏 名 ㊟」を 氏 名 」に改める。

別記様式第 3 号から別記様式第 5 号までの規定中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第 6 号中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の石川県教育委員会事務局等職員健康管理規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

改 正 案	現 行
<p>別記様式第1号(第12条関係) 健康診断免除申請書 別紙診断書のとおり、( )健康診断と同種の健康診断を受けていますので、当該健康診断の免除を申請します。 年 月 日 石川県教育委員会教育長 様 所 属 職 職 氏 名 —</p> <p>別記様式第2号(第12条関係) 健康診断不参加届出書 ( )健康診断を下記の理由で受診できないので届け出ます。 記 1 傷病の場合 傷病名( ) 上記のとおり証明する。 医師氏名 (印) 2 出張の場合 用 件 行き先 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 上記のとおり証明する。 所属長 — 3 その他 年 月 日 石川県教育委員会教育長 様 所 属 職 職 氏 名 —</p>	<p>別記様式第1号(第12条関係) 健康診断免除申請書 別紙診断書のとおり、( )健康診断と同種の健康診断を受けていますので、当該健康診断の免除を申請します。 年 月 日 石川県教育委員会教育長 殿 所 属 職 職 氏 名 (印)</p> <p>別記様式第2号(第12条関係) 健康診断不参加届出書 ( )健康診断を下記の理由で受診できないので届け出ます。 記 1 傷病の場合 傷病名( ) 上記のとおり証明する。 医師氏名 (印) 2 出張の場合 用 件 行き先 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 上記のとおり証明する。 所属長 (印) 3 その他 年 月 日 石川県教育委員会教育長 殿 所 属 職 職 氏 名 (印)</p>

別記様式第3号(第13条関係)

疾病届出書

私は、 年 月 日 病名( )と診断されましたので届け出ます。

年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

所 属  
職  
氏 名

別記様式第4号(第15条関係)

病状経過報告書

病状の経過を下記のとおり報告します。

記

病 名	
現在の病状	
将来の見込み	
摘 要	

年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

所 属  
職  
氏 名

別記様式第3号(第13条関係)

疾病届出書

私は、 年 月 日 病名( )と診断されましたので届け出ます。

年 月 日

石川県教育委員会教育長 殿

所 属  
職  
氏 名



別記様式第4号(第15条関係)

病状経過報告書

病状の経過を下記のとおり報告します。

記

病 名	
現在の病状	
将来の見込み	
摘 要	

年 月 日

石川県教育委員会教育長 殿

所 属  
職  
氏 名



別記様式第5号(第16条関係)

職務復帰承認申請書

私は、 年 月 日から病氣療養していましたが、別紙診断書のとおり回復しましたので、職務復帰を承認されるよう申請します。

年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

所 属  
職  
氏 名 —

別記様式第6号(第17条関係)

職務復帰者状況報告書

(第 回)

職・氏名	
観察出勤期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務の状況	
身体の状況	
その他 参考事項	

年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

所属長 —

別記様式第5号(第16条関係)

職務復帰承認申請書

私は、 年 月 日から病氣療養していましたが、別紙診断書のとおり回復しましたので、職務復帰を承認されるよう申請します。

年 月 日

石川県教育委員会教育長 殿

所 属  
職  
氏 名 ㊟

別記様式第6号(第17条関係)

職務復帰者状況報告書

(第 回)

職・氏名	
観察出勤期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務の状況	
身体の状況	
その他 参考事項	

年 月 日

石川県教育委員会教育長 殿

所属長 ㊟

石川県教育関係職員被服貸与規程（昭和 38 年石川県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 月 日

石川県教育委員会教育長

第 1 条中「第 2 条第 1 項第 1 号」を「第 2 条第 1 項」に改める。

別表 8 の項中

「女子職員の調理衣  
(下)については、貸与  
数量を 2 着とする。」を「」に改める。

別記第 1 号様式中

「

所属 長印	担当 者印
----------	----------

」を「

所属長 確 認	担当者 確 認
------------	------------

」に、

「

被貸与者 受 領 印	返 納 年 月 日	担当者 受 領 印
---------------	--------------	--------------

」を「

被貸与者 受 領 確 認	返 納 年 月 日	担当者 受 領 確 認
-----------------	--------------	----------------

」に改め、  
同様式備考 3 中「担当者受領印」を「担当者受領確認」に改める。

別記第 2 号様式中

「

所属 長印	担当 者印
----------	----------

」を「

所属長 確 認	担当者 確 認
------------	------------

」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の石川県教育関係職員被服貸与規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。



石川県教育関係職員被服貸与規程（昭和38年教育委員会教育長訓令第1号）新旧対照表

改正後（案）						現行							
<p>第1条 この規程は、石川県職員定数条例（昭和24年石川県条例第12号）第2条第1項第5号及び石川県教職員定数条例（昭和44年石川県条例第13号）<u>第2条第1項</u>に規定する職員（以下「職員」という。）の業務遂行上必要とする被服の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>						<p>第1条 この規程は、石川県職員定数条例（昭和24年石川県条例第12号）第2条第1項第5号及び石川県教職員定数条例（昭和44年石川県条例第13号）<u>第2条第1項第1号</u>に規定する職員（以下「職員」という。）の業務遂行上必要とする被服の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>							
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）							
番号	被貸与者の範囲		貸与品の種類	数量	標準年数	備考	番号	被貸与者の範囲		貸与品の種類	数量	標準年数	備考
	所属	被貸与者						所属	被貸与者				
1～7（略）													
8	各課、出先 機関及び教 手	自動車運転	作業服	1	3		各課、出先 機関及び 手	自動車運転	作業服	1	3		
			ゴム長靴	1	3				ゴム長靴	1	3		
	育機関等共 通	調理士	調理衣（上・下）	3	1		教育機関 等共通	調理士	調理衣（上・下）	3	1	女子職員の調 理衣（下）につ いては、貸与数 量を2着とす る。	
		炊事婦（夫）	ゴム長靴	2	3			炊事婦（夫）	ゴム長靴	2	3		
	労務職員	作業服	1	1		労務職員	作業服	1	1				
雨外とう		1	2		雨外とう		1	2					
ゴム長靴		1	2		ゴム長靴		1	2					

別記第1号様式

個人別貸与品台帳									
被貸与者		所 属 (課名又は係名)			職名	氏名			
所属 長確 認	担当 者確 認	貸与 品名	標準 年数	貸 与 年月日	標準年数了 満年月日	被貸与 者受領 確認	返 納 年月日	担当 者受領 確認	摘要

備考 1 この台帳は個人毎に所属長が作成すること。  
2 標準年数満了年月日は、あらかじめ朱書すること。  
3 返納年月日及び担当者受領確認の欄は、規程第6条に規定する場合に記入し、摘要欄にその事由を記入すること。

別記第1号様式

個人別貸与品台帳									
被貸与者		所 属 (課名又は係名)			職名	氏名			
所属 長印	担当 者印	貸与 品名	標準 年数	貸 与 年月日	標準年数了 満年月日	被貸与 者受領 印	返 納 年月日	担当 者受領 印	摘要

備考 1 この台帳は個人毎に所属長が作成すること。  
2 標準年数満了年月日は、あらかじめ朱書すること。  
3 返納年月日及び担当者受領印の欄は、規程第6条に規定する場合に記入し、摘要欄にその事由を記入すること。

別記第2号様式

貸与品受払簿

品名								
所属 長確認	担当者 確認	年月日	受入高	計	払出高	計	現在高	摘要

別記第2号様式

貸与品受払簿

品名								
所属 長印	担当者 印	年月日	受入高	計	払出高	計	現在高	摘要

庁 中 一 般  
出 先 機 関  
教 育 機 関

石川県教育委員会公用車管理規程（昭和59年石川県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年 月 日

石川県教育委員会教育長

第8条第1項中「第74条の2第1項」を「第74条の3第1項」に改める。

第10条中「第74条の2第3項」を「第74条の3第5項」に改める。

別記様式第1号中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

別記様式第4号中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この訓令による改正前の石川県教育委員会公用車管理規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

改正案	現行
<p>第 1 章 総則                      (趣旨)                      第 1 条～第 3 条 (略)                      第 2 章 管理組織                      (管理の総括)                      第 4 条～第 7 条 (略)                      (安全運転管理者等)                      第 8 条 公用車の安全な運転に必要な業務を行わせるため、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）<u>第 74 条の 3 第 1 項</u>の規定により、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。）第 9 条の 8 第 1 項に規定する台数以上の公用車が配置されている所属に安全運転管理者（同条第 2 項に規定する台数以上の公用車が配置されている所属にあつては、安全運転管理者及び副安全運転管理者）を置く。                      2～3 (略)                      (整備管理者)                      第 9 条 (略)                      (報告及び届出)                      第 10 条 公用車が配置されている所属長は、第 5 条、第 8 条又は第 9 条の規定により運行管理者、副安全運転管理者又は整備管理者を選任したときは、速やかにその旨を運行管理者等選任報告書（別記様式第 1 号）により、庶務課長を經由して教育長に報告するとともに、安全運転管理者、副安全運転管理者又は整備管理者については、<u>道路交通法第 74 条の 3 第 5 項</u>又は車両法第 52 条の規定により、公安委員会又は陸運局長に対し所定</p>	<p>第 1 章 総則                      (趣旨)                      第 1 条～第 3 条 (略)                      第 2 章 管理組織                      (管理の総括)                      第 4 条～第 7 条 (略)                      (安全運転管理者等)                      第 8 条 公用車の安全な運転に必要な業務を行わせるため、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）<u>第 74 条の 2 第 1 項</u>の規定により、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。）第 9 条の 8 第 1 項に規定する台数以上の公用車が配置されている所属に安全運転管理者（同条第 2 項に規定する台数以上の公用車が配置されている所属にあつては、安全運転管理者及び副安全運転管理者）を置く。                      2～3 (略)                      (整備管理者)                      第 9 条 (略)                      (報告及び届出)                      第 10 条 公用車が配置されている所属長は、第 5 条、第 8 条又は第 9 条の規定により運行管理者、副安全運転管理者又は整備管理者を選任したときは、速やかにその旨を運行管理者等選任報告書（別記様式第 1 号）により、庶務課長を經由して教育長に報告するとともに、安全運転管理者、副安全運転管理者又は整備管理者については、<u>道路交通法第 74 条の 2 第 3 項</u>又は車両法第 52 条の規定により、公安委員会又は陸運局長に対し所定</p>

の届出を行わなければならない。

(以下略)

別記様式第1号(第10条関係)

運行管理者等選任報告書

年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

車両運行

次の者を(副)安全運転管理者として選任したので報告します。

整 備

所属長 氏名 \_\_\_\_\_

所 属 名					管理対象車両 (保有台数)	
	所 在 地				種 別	台 数
車両運行 (副)安全運転 整備 } 管理者	職 名		生年月日	選 任 年 月 日		
	氏 名		年 月 日	年 月 日		
					合 計	

の届出を行わなければならない。

(以下略)

別記様式第1号(第10条関係)

運行管理者等選任報告書

年 月 日

石川県教育委員会教育長 殿

車両運行

次の者を(副)安全運転管理者として選任したので報告します。

整 備

所属長 氏名 \_\_\_\_\_ 印

所 属 名					管理対象車両 (保有台数)	
	所 在 地				種 別	台 数
車両運行 (副)安全運転 整備 } 管理者	職 名		生年月日	選 任 年 月 日		
	氏 名		年 月 日	年 月 日		
					合 計	

別記様式第3号(第15条関係)

自動車事故報告書

		所属長		—	
公務・公務外の別	公務・公務外	公用車・私用車の別	公用車・私用車・その他		
事故発生日時	年 月 日		時 分		
事故発生場所					
県教育委員会・相手方の別	県教育委員会側		相手方		
車種	車両名	登録番号	車両名	登録番号	
乗車者	所属職名	氏名	年齢	住所	氏名 年齢
(運転者)					
(同乗者)					
( " )					
( " )					
事故による 県教育委員会及び相手方の損害	人的損害の程度				
	物的損害の程度				
事故の概要	(現場略図)				
事故発生後措置した事項					
事故に対する所属長及び相手側の見解					

別記様式第3号(第15条関係)

自動車事故報告書

		所属長		㊦	
公務・公務外の別	公務・公務外	公用車・私用車の別	公用車・私用車・その他		
事故発生日時	年 月 日		時 分		
事故発生場所					
県教育委員会・相手方の別	県教育委員会側		相手方		
車種	車両名	登録番号	車両名	登録番号	
乗車者	所属職名	氏名	年齢	住所	氏名 年齢
(運転者)					
(同乗者)					
( " )					
( " )					
事故による 県教育委員会及び相手方の損害	人的損害の程度				
	物的損害の程度				
事故の概要	(現場略図)				
事故発生後措置した事項					
事故に対する所属長及び相手側の見解					





石川県立学校職員健康管理規程（平成 15 年石川県教育委員会教育長訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 月 日

石川県教育委員会教育長

別記様式第 1 号中「殿」を「様」に改め、「印」を削り、「第 1 3 条第 1 項第 2 号」を「第 1 3 条第 1 項第 3 号」に改める。

別記様式第 2 号から別記様式第 4 号までの規定中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

別記様式第 5 号及び別記様式第 6 号中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

別記様式第 7 号中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

別記様式第 8 号中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

別記様式第 9 号中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

別記様式第 1 0 号から別記様式第 1 2 号までの規定中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

別記様式第 1 3 号及び別記様式第 1 4 号中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の石川県立学校職員健康管理規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

○石川県立学校職員健康管理規程（平成15年石川県教育委員会教育長訓令第3号） 新旧対照表

改正案	現行																																																																																																																														
<p>別記様式第1号(第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">文 番 番 号 年 月 日</p> <p>石川県教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">学 校 長 _____</p> <p style="text-align: center;">衛 生 管 理 者 選 任 報 告</p> <p>石川県立学校職員健康管理規程第5条第3項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務所の種類</th> <th rowspan="2">事務所の名称</th> <th rowspan="2">事務所の所在地(電話)</th> <th colspan="3">職 員 数</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育</td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する職員数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>イ</th><th>ロ</th><th>ハ</th><th>ニ</th><th>ホ</th><th>ヘ</th><th>ト</th><th>チ</th><th>リ</th><th>ヌ</th><th>ル</th><th>ヲ</th><th>ワ</th><th>カ</th><th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>選任年月日</th> <th>担当すべき職務</th> <th>他に有する業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>参 考 事 項</p>	事務所の種類	事務所の名称	事務所の所在地(電話)	職 員 数			男	女	計	教育			人	人	人	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	計																氏 名	性別	年齢	選任年月日	担当すべき職務	他に有する業務													<p>別記様式第1号(第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">文 番 番 号 年 月 日</p> <p>石川県教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">学 校 長 _____<u>印</u></p> <p style="text-align: center;">衛 生 管 理 者 選 任 報 告</p> <p>石川県立学校職員健康管理規程第5条第3項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務所の種類</th> <th rowspan="2">事務所の名称</th> <th rowspan="2">事務所の所在地(電話)</th> <th colspan="3">職 員 数</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育</td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する職員数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>イ</th><th>ロ</th><th>ハ</th><th>ニ</th><th>ホ</th><th>ヘ</th><th>ト</th><th>チ</th><th>リ</th><th>ヌ</th><th>ル</th><th>ヲ</th><th>ワ</th><th>カ</th><th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>選任年月日</th> <th>担当すべき職務</th> <th>他に有する業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>参 考 事 項</p>	事務所の種類	事務所の名称	事務所の所在地(電話)	職 員 数			男	女	計	教育			人	人	人	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	計																氏 名	性別	年齢	選任年月日	担当すべき職務	他に有する業務												
事務所の種類				事務所の名称	事務所の所在地(電話)	職 員 数																																																																																																																									
	男	女	計																																																																																																																												
教育			人	人	人																																																																																																																										
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	計																																																																																																																	
氏 名	性別	年齢	選任年月日	担当すべき職務	他に有する業務																																																																																																																										
事務所の種類	事務所の名称	事務所の所在地(電話)	職 員 数																																																																																																																												
			男	女	計																																																																																																																										
教育			人	人	人																																																																																																																										
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	計																																																																																																																	
氏 名	性別	年齢	選任年月日	担当すべき職務	他に有する業務																																																																																																																										

別記様式第2号(第6条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

学校長 \_\_\_\_\_

衛生推進者選任報告

石川県立学校職員健康管理規程第6条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

学 校 名							
学 校 所 在 地							
職 員 数	男子	人	女子	人	合計	人	
衛生推進者	職・氏名		年齢		選任年月日	年月日	
備 考							

別記様式第2号(第6条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

石川県教育委員会教育長 殿

学校長 \_\_\_\_\_

衛生推進者選任報告

石川県立学校職員健康管理規程第6条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

学 校 名							
学 校 所 在 地							
職 員 数	男子	人	女子	人	合計	人	
衛生推進者	職・氏名		年齢		選任年月日	年月日	
備 考							

別記様式第3号(第8条関係)

文 件 番 号  
年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

学校長 \_\_\_\_\_

衛生委員会設置報告書

石川県立学校職員健康管理規程第8条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

役 職	職 名	氏 名
委員長 (学校長)		
委員 (保健管理医)		
委員 (衛生管理者)		

別記様式第3号(第8条関係)

文 件 番 号  
年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

学校長 \_\_\_\_\_

衛生委員会設置報告書

石川県立学校職員健康管理規程第8条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

役 職	職 名	氏 名
委員長 (学校長)		
委員 (保健管理医)		
委員 (衛生管理者)		

別記様式第4号(第8条、第9条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

学校長 \_\_\_\_\_

衛生委員会審議結果報告書

石川県立学校職員健康管理規程第8条第6項(第9条第2項)の規定により、下記のとおり報告します。

記

開催日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
出席委員	人(次席委員 人)
議 題	
安全衛生管理 上重要な事項	
備 考	

別記様式第4号(第8条、第9条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

学校長 \_\_\_\_\_

衛生委員会審議結果報告書

石川県立学校職員健康管理規程第8条第6項(第9条第2項)の規定により、下記のとおり報告します。

記

開催日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
出席委員	人(次席委員 人)
議 題	
安全衛生管理 上重要な事項	
備 考	

別記様式第5号(第17条関係)

健康診断免除申請書

石川県立学校職員健康管理規程第17条第3項の規定により、別紙診断書のとおり、( )健康診断と同種の健康診断を受けていますので、当該健康診断の免除を申請します。

年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

学校名

職

氏名

\_\_\_\_\_

別記様式第5号(第17条関係)

健康診断免除申請書

石川県立学校職員健康管理規程第17条第3項の規定により、別紙診断書のとおり、( )健康診断と同種の健康診断を受けていますので、当該健康診断の免除を申請します。

年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

学校名

職

氏名

\_\_\_\_\_ (印)

別記様式第6号(第17条関係)

健康診断不参加届出書

石川県立学校職員健康管理規程第17条第4項の規定により、( )健康  
診断を下記の理由で受診できないので届け出ます。

年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

学校名

職

氏名

記

- 1 疾病の場合 疾病名( )
- 2 出張の場合 用件( )  
行き先( )  
期間( 年 月 日から 年 月 日まで)
- 3 その他理由( )

疾病の理由による場合は、医師の診断書(証明)を添付すること。

別記様式第6号(第17条関係)

健康診断不参加届出書

石川県立学校職員健康管理規程第17条第4項の規定により、( )健康  
診断を下記の理由で受診できないので届け出ます。

年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

学校名

職

氏名

記

- 1 疾病の場合 疾病名( )
- 2 出張の場合 用件( )  
行き先( )  
期間( 年 月 日から 年 月 日まで)
- 3 その他理由( )

疾病の理由による場合は、医師の診断書(証明)を添付すること。

別記様式第7号(第18条関係)

文書番号  
年月日

石川県教育委員会教育長 様

学校長 \_\_\_\_\_

疾病届出書

石川県立学校職員健康管理規程第18条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 職・氏名 \_\_\_\_\_ (男・女)
- 2 傷病名 \_\_\_\_\_
- 3 休暇の期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日まで
- 4 学校長所見 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

医師の診断書を添付すること。

別記様式第7号(第18条関係)

文書番号  
年月日

石川県教育委員会教育長 殿

学校長 \_\_\_\_\_

疾病届出書

石川県立学校職員健康管理規程第18条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 職・氏名 \_\_\_\_\_ (男・女)
- 2 傷病名 \_\_\_\_\_
- 3 休暇の期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日まで
- 4 学校長所見 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

医師の診断書を添付すること。



別記様式第8号 (第18条関係)

疾 病 届 出 書

別紙診断書記載の病名のとおり診断されましたので、届け出ます。

年 月 日

学校名

職

氏 名

石川県教育委員会教育長 様

別記様式第8号 (第18条関係)

疾 病 届 出 書

別紙診断書記載の病名のとおり診断されましたので、届け出ます。

年 月 日

学校名

職

氏 名

㊟

石川県教育委員会教育長 殿

別記様式第9号 (第18条関係)

石川県教育委員会教育長 様

学校長 ー

職員の休職について (内申)

石川県立学校職員健康管理規程第18条第2項の規定により、下記のとおり内申します。

記

職・氏名		生年月日 年 月 日	年 月 日 ( 歳)
休職期間	年 月 日から 年 月 日まで( 年 月)		
休職の事由			
現在の病状等			
学校長所見			

別記様式第9号 (第18条関係)

石川県教育委員会教育長 殿

学校長 回

職員の休職について (内申)

石川県立学校職員健康管理規程第18条第2項の規定により、下記のとおり内申します。

記

職・氏名		生年月日 年 月 日	年 月 日 ( 歳)
休職期間	年 月 日から 年 月 日まで( 年 月)		
休職の事由			
現在の病状等			
学校長所見			

別記様式第10号(第20条関係)

病状経過報告書

石川県立学校職員健康管理規程第20条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

学校名

職・氏名

記

休職の期間 年 月 日から 年 月 日まで

傷病名

現状の病状

医師の診断書を添付すること。

別記様式第10号(第20条関係)

病状経過報告書

石川県立学校職員健康管理規程第20条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

石川県教育委員会教育長 殿

学校名

職・氏名

⑩

記

休職の期間 年 月 日から 年 月 日まで

傷病名

現状の病状

医師の診断書を添付すること。

別記様式第11号(第21条関係)

職務復帰承認申請書

石川県立学校職員健康管理規程第21条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

石川県教育委員会教育長 様 年 月 日

学校名  
職・氏名

記

休職の期間 年 月 日から 年 月 日まで

休職の事由

出勤年月日 年 月 日

医師の診断書を添付すること

別記様式第11号(第21条関係)

職務復帰承認申請書

石川県立学校職員健康管理規程第21条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

石川県教育委員会教育長 殿 年 月 日

学校名  
職・氏名

記

休職の期間 年 月 日から 年 月 日まで

休職の事由

出勤年月日 年 月 日

医師の診断書を添付すること

別記様式第12号(第21条関係)

復 職 願

別紙診断書記載の病名のため休職中のところ病状が経過良好で全快したと思しますので復職させてくださるようお願いいたします。

年 月 日

学校名

職

氏 名

石川県教育委員会教育長 様

別記様式第12号(第21条関係)

復 職 願

別紙診断書記載の病名のため休職中のところ病状が経過良好で全快したと思しますので復職させてくださるようお願いいたします。

年 月 日

学校名

職

氏 名

⑩

石川県教育委員会教育長 殿

別記様式第13号(第21条関係)

文書番号  
年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

学校長 \_\_\_\_\_

職員の復職について(内申)

石川県立学校職員健康管理規程第21条第2項の規定により、下記のとおり内申します。

記

職・氏名		生年月日 年 月 日	年 月 日 ( 歳)
休職期間	年 月 日から 年 月 日まで(年月)		
休職の事由			
学校長所見			

別記様式第13号(第21条関係)

文書番号  
年 月 日

石川県教育委員会教育長 殿

学校長 \_\_\_\_\_

職員の復職について(内申)

石川県立学校職員健康管理規程第21条第2項の規定により、下記のとおり内申します。

記

職・氏名		生年月日 年 月 日	年 月 日 ( 歳)
休職期間	年 月 日から 年 月 日まで(年月)		
休職の事由			
学校長所見			

別記様式第14号(第22条関係)

観 察 報 告 書

学校名		職 名	
氏 名		生年月日	年 月 日生 満 歳
現住所		性 別	男 ・ 女
休職等の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
傷 病 名			
現在の病状等			
勤務内容・状況			
学校長所見			
備 考			

上記のとおり報告します。  
年 月 日

石川県教育委員会教育長 様

学校長氏名

—

別記様式第14号(第22条関係)

観 察 報 告 書

学校名		職 名	
氏 名		生年月日	年 月 日生 満 歳
現住所		性 別	男 ・ 女
休職等の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
傷 病 名			
現在の病状等			
勤務内容・状況			
学校長所見			
備 考			

上記のとおり報告します。  
年 月 日

石川県教育委員会教育長 殿

学校長氏名

印

石川県立高等学校規則等の一部を改正する規則

(石川県立高等学校規則の一部改正)

第一条 石川県立高等学校規則(昭和三十七年石川県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「男女の別」を削り、同条第二項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第十四条の前の見出し中「保護者」を「保護者等」に改め、同条第一項を次のように改める。

この規則において保護者等は、入学を許可された者が、未成年である場合は親権を行う者(親権を行う者のいないときは、後見人又は後見を行う者)、成年である場合は成年に達する日まで親権を行っていた者(親権を行っていた者のいないときは、後見人であった者又は後見を行っていた者)とし、保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならぬ。

第十五条第一項及び第二項、第十六条、第十八条第一項、第二十条第二項並びに第二十九条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第四号様式中「~~和隣味~~」を「~~和隣味~~」に改める。

(石川県立特別支援学校規則の一部改正)

第二条 石川県立特別支援学校規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「保護者」を「保護者等(入舎し、又は退舎しようとする者が、未成年である場合は親権を行う者、成年である場合は成年に達する日まで親権を行っていた者をいう。)」に改める。

(石川県立中学校規則の一部改正)

第三条 石川県立中学校規則(平成十五年石川県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「男女の別」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の石川県立高等学校規則第四号様式の規定により作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。



改正案	現行
<p>第一条（第十二条（略））</p> <p>第十三条 入学を許可された者は、許可された日から二十日以内に、誓約書（第四号様式）に住民票の記載事項のうち、氏名、出生の年月日及び住所を証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の誓約書には、保護者等及び保証人が連署しなければならない。</p> <p>（保護者等及び保証人）</p> <p>第十四条 この規則において保護者等は、入学を許可された者が、未成年である場合は親権を行う者（親権を行う者のいないときは後见人、又は後見を行う者）、成年である場合は成年に達する日まで親権を行っていた者（親権を行っていた者のいないときは、後见人であった者又は後見を行っていた者）とし、保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第十五条 保護者等又は保証人が死亡その他の事由によつて、その資格を失ったときは、新たに保護者等又は保証人を定め、すみやかに校長に届け出なければならない。</p> <p>2 保護者等又は保証人が、住所、氏名を変更したときは、すみやかに校長に届け出なければならない。</p> <p>第十六条 退学又は転学しようとする生徒は、その事由を具して、保護者等と連署の上、校長に願ひ出なければならない。</p> <p>第十七条（略）</p> <p>第十八条 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、その事由を具して、保護者等と連署の上、校長に願ひ出なければならない。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>第一条（第十二条（略））</p> <p>第十三条 入学を許可された者は、許可された日から二十日以内に、誓約書（第四号様式）に住民票の記載事項のうち、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所を証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の誓約書には、保護者及び保証人が連署しなければならない。</p> <p>（保護者及び保証人）</p> <p>第十四条 前条の保護者は、入学を許可された者の親権を行う者（親権を行う者のいないときは、後见人、又は後見を行う者）とし、保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第十五条 保護者又は保証人が死亡その他の事由によつて、その資格を失ったときは、新たに保護者又は保証人を定め、すみやかに校長に届け出なければならない。</p> <p>2 保護者又は保証人が、住所、氏名を変更したときは、すみやかに校長に届け出なければならない。</p> <p>第十六条 退学又は転学しようとする生徒は、その事由を具して、保護者等と連署の上、校長に願ひ出なければならない。</p> <p>第十七条（略）</p> <p>第十八条 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、その事由を具して、保護者等と連署の上、校長に願ひ出なければならない。</p> <p>2・3（略）</p>

第十九条 (略)  
第二十条 (略)

2 休学の許可を受けようとする生徒は、その事由を具して、保護者等と連署の上、願い出なければならぬ。

3 5 (略)

第二十一条 第二十八条 (略)

第二十九条 寄宿舎に入舎又は寄宿舎から退舎しようとするときは、保護者等と連署の上、校長に願い出なければならぬ。

2 (略)

第三十条 (略)

第十九条 (略)  
第二十条 (略)

2 休学の許可を受けようとする生徒は、その事由を具して、保護者と連署の上、願い出なければならぬ。

3 5 (略)

第二十一条 第二十八条 (略)

第二十九条 寄宿舎に入舎又は寄宿舎から退舎しようとするときは、保護者と連署の上、校長に願い出なければならぬ。

2 (略)

第三十条 (略)

改 正 案

誓 約 書

私は石川県立 高等学校に入学を許可された上は、校則を堅く守り、専心勉強してみだりに退学転学はいたしません。

現住所

氏 名  
生 年 月 日

上記何某入学を許可された上は、校則を堅く守らせ、同人に係る一切の事件は私どもにおいて引き受け石川県立学校条例に定める授業料の納入を怠つたときはいつでも代納いたします。

年 月 日  
石川県立 高等学校長 様

現住所

本人との続き柄  
保護者等 氏 名  
生 年 月 日

現住所

本人との続き柄  
保証人 氏 名  
生 年 月 日

現 行

誓 約 書

私は石川県立 高等学校に入学を許可された上は、校則を堅く守り、専心勉強してみだりに退学転学はいたしません。

現住所

氏 名  
生 年 月 日

上記何某入学を許可された上は、校則を堅く守らせ、同人に係る一切の事件は私どもにおいて引き受け石川県立学校条例に定める授業料の納入を怠つたときはいつでも代納いたします。

年 月 日  
石川県立 高等学校長 様

現住所

本人との続き柄  
保護者 氏 名  
生 年 月 日

現住所

本人との続き柄  
保証人 氏 名  
生 年 月 日

改正案	現行
<p>第一条く第十二条（略）</p> <p>第十三条 寄宿舎に入舎又は寄宿舎から退舎しようとするときは、保護者等（入舎し、又は退舎しようとする者が、未成年である場合は親権を行う者、成年である場合は成年に達する日まで親権を行っていた者をいう。）と連署の上、校長に願い出なければならぬ。</p> <p>以下略</p>	<p>第一条く第十二条（略）</p> <p>第十三条 寄宿舎に入舎又は寄宿舎から退舎しようとするときは、保護者</p> <p>と連署の上、校長に願い出なければならぬ。</p> <p>以下略</p>

改正案	現行
<p>第一条～第十二条（略）</p> <p>第十三条 入学を許可された者は、許可された日から二十日以内に、誓約書（第四号様式）に住民票の記載事項のうち、氏名、出生の年月日及び住所を証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>以下略</p>	<p>第一条～第十二条（略）</p> <p>第十三条 入学を許可された者は、許可された日から二十日以内に、誓約書（第四号様式）に住民票の記載事項のうち、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所を証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>以下略</p>